

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第 4 号

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

次に掲げる規則の規定中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「鴨川市会計年度
任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「鴨川市会計年度任用職員の報
酬等に関する条例」に改める。

(1) 鴨川市社会教育指導員設置規則（平成 17 年鴨川市教育委員会規則第 19 号）第 4
条

(2) 鴨川市家庭教育指導員設置規則（平成 17 年鴨川市教育委員会規則第 20 号）第 4
条

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。